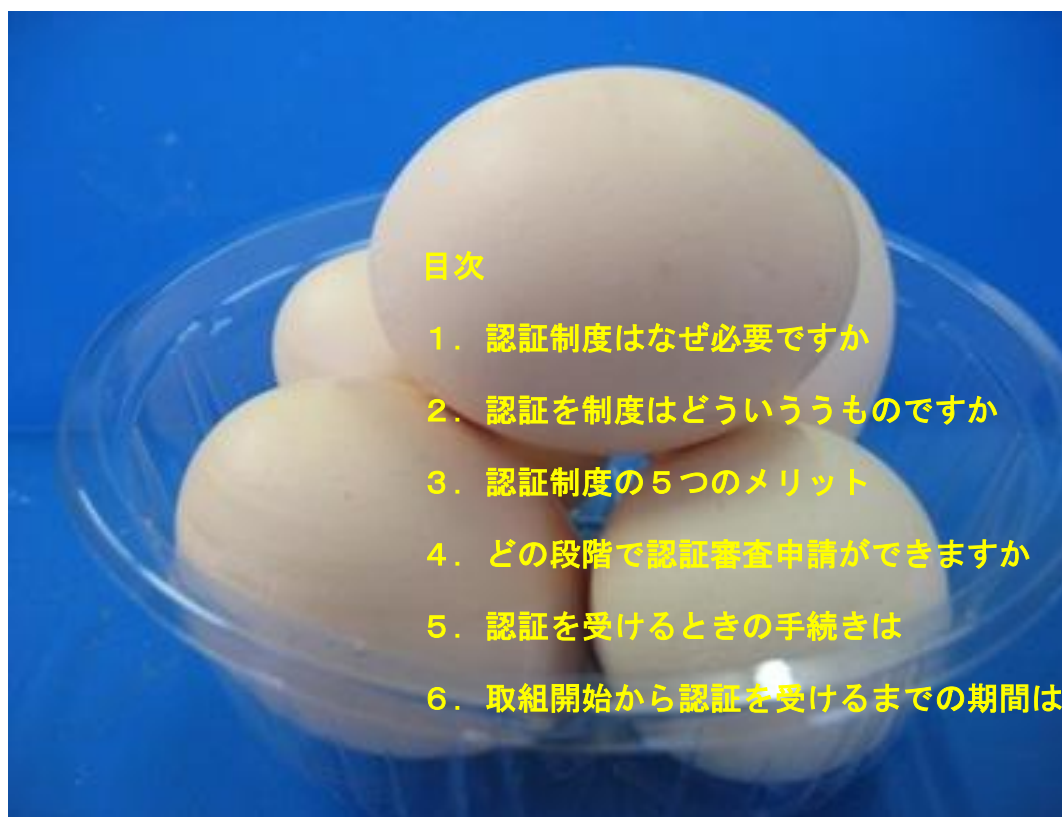


わかりやすい

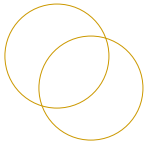
一般社団法人 日本卵業協会

GP センター HACCP

# 認証制度 説明書



一般社団法人 日本卵業協会



## 1. 認証制度はなぜ必要ですか

“生卵を賞味する”という日本の食文化の中で、たまごにはとくに高いレベルの安全・安心が求められ、養鶏、GP センターをはじめとする業界各位は真摯にこの要望に応えようと努力されてきました。

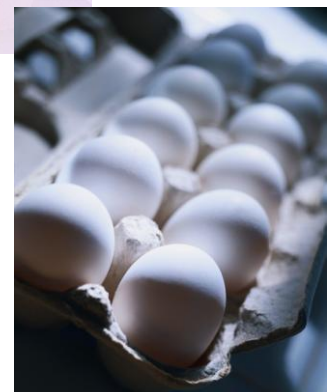
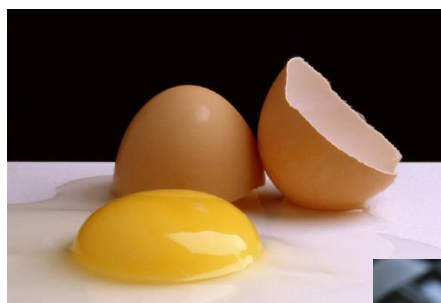
たまごの安心・安全はこのような努力によって、流通、消費者といったフードチェーンの川下に概ね受け入れられてきましたが、近年、安心・安全を文書や記録といった「見える証し」によって担保しようとする考えが浸透してきています。

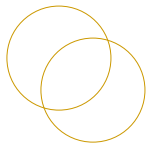
一方、国際社会では、農畜産物のグローバル化の広がりの中で、農畜産物の安全を確保するために、HACCP 先進国を中心に食品衛生管理の世界標準化が進められています。貿易協定の“ある、なし”にかかわらず、いずれわが国においても衛生管理の世界標準化は避けて通れないものとなります。

このような国内外の状況から、GP センターが衛生管理の国際化に対応し、そして「見える証し」による安心・安全を流通・消費者に提供できる仕組みを確立し、会員の GP センターが今後の変化にいち早く対応できるように、日本卵業協会（以下、日卵協と呼ぶ）は世界標準の HACCP\*を基にした食品安全マネジメントシステム規格「GP センターHACCP 認証基準」を制定し、第三者による審査を取り入れた認証制度を立ち上げることにしました。

日卵協の食品安全マネジメントシステム規格を導入することによって、GP センターの衛生管理は一層向上し、わが国の「生卵を賞味する」食文化をより豊かに、そして、また、幼児、高齢者、病人にも安心して食してもらえる鶏卵を国内外に供給されることを願っています。

\* FAO/WHO 合同の委員会 CODEX が世界各国に推奨している衛生管理手法





## 2. 認証制度はどういうものですか

認証制度は、日卵協の定める「GP センター-HACCP 認証基準」に適合した衛生管理が実施されているかどうかを第三者機関が審査し、適合しているGPセンターを「認証基準適合 GP センター」として登録、公表するものです。

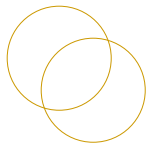
従って、認証を得ようとするGPセンターは、「GP センター-HACCP 認証基準」の要求するマネジメント関連事項や衛生管理の方法・手順などを文書化し、文書で示した通りに実行し、必要に応じて記録付けを行うことが必要です。（「GP センター-HACCP 認証基準」を参照）

第三者の審査では、文書類に記された内容が適正なものであるか、また文書に示された通りに実施されているかどうかを検証します。実地審査の際には記録の確認が行われますが、記録付けを行う合理性—本当に記録付けが必要かどうか—についても審査します。これは意味のない記録付けを行うという無駄を排除し、合理的で科学的な衛生管理を指向しているからです。

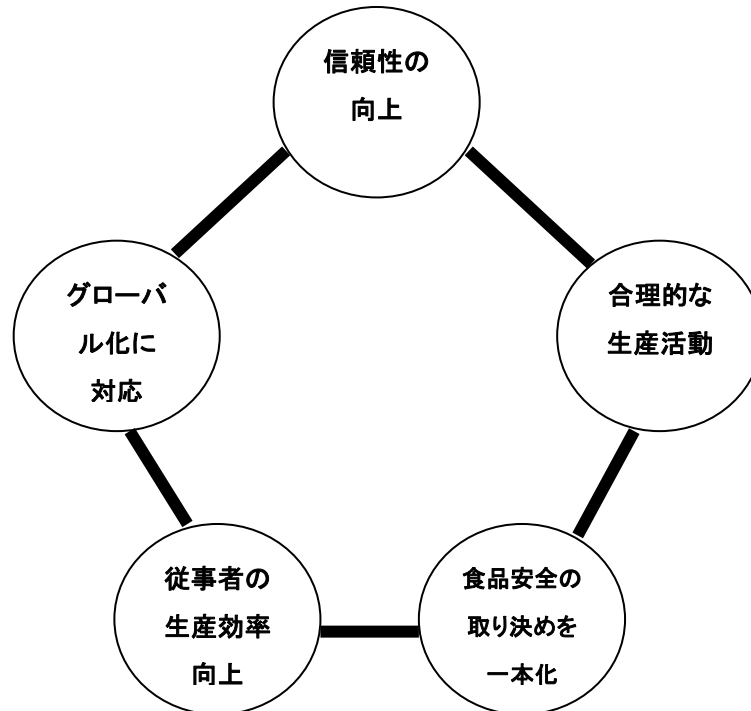
「認証基準適合 GP センター」として登録されたGPセンターは、会社案内、看板、パンフレット、名刺など自社の広報媒体で「認証基準適合 GP センター」であることをPRすること、また商取引などでもそのことをPRすることができます。

なお、鶏卵及びそのパッケージなど製品に直接「認証基準適合 GP センター」であることを表示することはできません。





### 3. 認証制度の5つのメリット



#### 1. 消費者、流通、加工などフードチェーンの川下からの信頼が向上します

衛生管理の方法・手順を文書化し、記録付けを行うことから、安心・安全を文書や記録という「見える証し」で示すことができます。

記録付けを行うので、当然ですがトレーサビリティにも対応できます。

そして生産活動が「GP センターHACCP 認証基準」に照らして適正に行われたことを第三者の審査機関によって検証されることから、客観性が担保されます。

このことから、消費者、流通・加工業者からの信頼が向上します。

#### 2. グローバル化に対応できます

「GP センターHACCP 認証基準」は世界標準の HACCP を基にした食品安全マネジメントシステム規格ですので、一層グローバル化が進み、我国においても世界標準の衛生管理が求められることになっても慌てることなく安心して対応することができます。

また、現在の国際社会では、HACCP をベースとした衛生管理が一般化されていますので、海外の市場を視野におくこともできます。

#### 3. 無駄を排除し、合理的な生産活動ができます

「GP センターHACCP 認証基準」では、自らの現在の衛生管理の状況を明確にして、危害分析を行い、予測される危害を洗い出した上で、これら危害を防止する手段を確立し、その手段を文書化し、そして予防手段を文書で示した通りに実施します。

従って、個々の危害を対象に予防手段を積み上げていくのではなく、科学的に系統立ててシステム化し

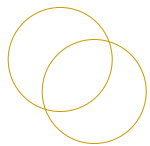
で行くので、漏れや重複がなくなります。記録付けについてもその必要性を明確にすることが求められるので、意味のない余分な記録付けは行わないことになります。

#### 4. 従事者の生産効率が向上します

「GP センターHACCP 認証基準」への取組みには従事者の参加を必要としています。また、「GP センターHACCP 認証基準」では、従事者の教育・訓練を重視し、そのプログラムを作成することを要求しています。これによって、従事者の安全に対する意識が啓発されるとともに、従事者一人ひとりの作業レベルが均一化し、生産効率が向上します。

#### 5. 食品安全に対する取り決めに一本化します

流通、加工といったフードチェーンの下流からは、食品安全に関わるさまざまな要望が寄せられています。個々への対応は予防手段の積み重ねとなり漏れや重複が起こることは前に述べた通りです。系統立った食品安全マネジメントシステムはこれら個々への対応を可能にします。



## 4. どの段階で認証審査申請ができますか

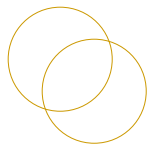
「認証基準適合 GP センター」の認証を受けるためには、「GP センターHACCP 認証基準」にそった衛生管理システムが構築され、それが実際に運用されていることが必要です。

衛生管理システムが構築されているということは、「GP センターHACCP 認証基準」が示している“経営者のコミットメント”、“衛生管理目標”、“HACCP チームの任命書”や、危害分析を行って予測される危害を防止するための作業の手順を定めた“手順書”、“従事者の教育・訓練”や“記録の保管管理の方法”などを定めた一連の文書類、記録用紙の様式が完成していることを指します。

運用されているという状態ということは、従事者の教育・訓練が実施され、作業が手順書等に従って行われ、作業やマネジメントが「GP センターHACCP 認証基準」に照らして適正に行われているかどうかを確認する“内部検証”が行われ、その結果を基に経営者が見直しを行って、必要に応じて改善措置が行われている状態を指します。

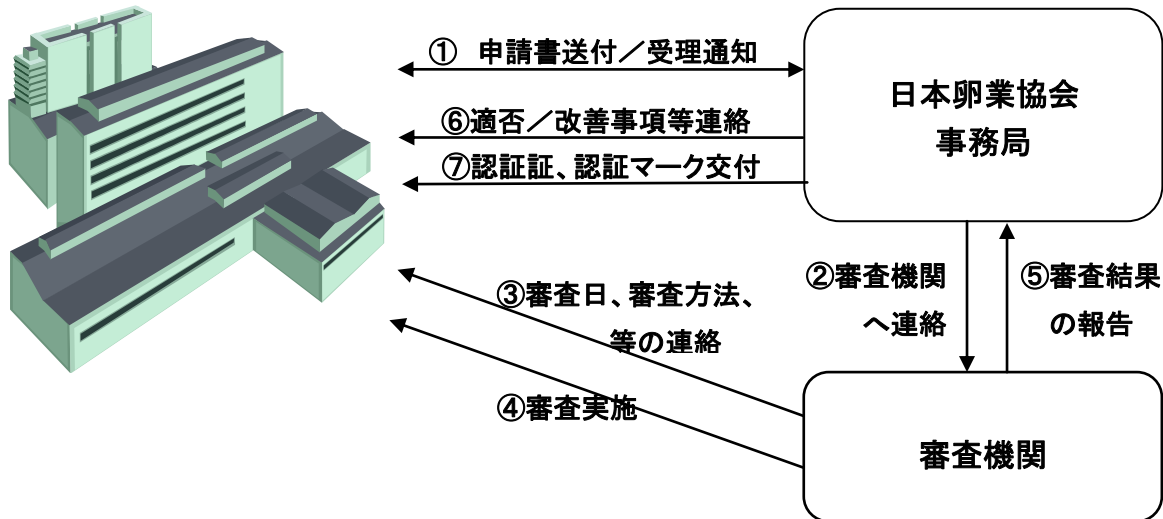
初回の審査を受けるには、少なくとも“教育・訓練”“内部検証”“経営者の見直し”が少なくとも1回は行われたという段階にあることが必要です。





## 5. 認証を受けるときの手続きは

申請者 (GP センター)



審査申請書を送付する。

- ① 認証審査申請書に必要な事項を記入して、日卵協事務局に郵送します。  
認証審査申請書は、日卵協の事務所に電話、ファックスなどで連絡すれば郵送されます。日卵協のホームページからも入手することができます。  
認証審査申請書を受理すると、日卵協事務局は申請者に受理した旨通知します。
- ② 同時に、日卵協事務局は審査機関へ認証審査申請書を受理したことを連絡します。  
申請書受理後 1 週間以内に審査機関から申請者に連絡があります。

審査機関から連絡

- ③ 審査機関から申請者に審査日時や準備するものについての連絡や審査の方法について説明があります。  
審査当日には会議ができる部屋を用意すること、及び審査に立ち会う方を決めておく必要があります。準備するものには GP センター HACCP 認証基準で要求されている文書類と記録類です。具体的にどのような文書・記録類を準備するかは審査機関から指定されます。他に簡単なアンケートが依頼されます。

審査機関による審査

- ④ 審査機関が審査を行います  
審査は通常 1 日 8 時間です。文書審査と実地審査が行われます。お互いの紹介から始まり、審査スケジュールが示され、これに沿って審査が進められます。最後に審査結果のよいところがあればその点を含めた講評と、指摘事項の確認が行われます。

### 審査結果の日本卵業協会への報告

⑤ 審査の結果は審査機関から日卵協に報告されます

審査機関は日卵協に審査で見出された良い点、問題点(指摘事項)、改善事項および適否とその判断根拠について報告します。

### 適否、及び改善事項の連絡

⑥ 機関からの報告を基に日卵協判定委員会が適否の判定をして、申請された方に連絡します。

現状で適合と判定される場合と、改善事項が改善されたことが確認できた時点で適合と判定される場合があります。

不適合と判定された場合はその理由(問題点)が記されていますので、不適合となった問題点を改善した上で再度審査申請をして頂きます。

### 認証書、認証マークの交付

⑦ 適合と判定された申請者には認証書と認証マークが交付されます

## 6. 取組開始から認証を受けるまでの期間は

「GP センターHACCP 認証基準」に取組んでから審査申請までに要する期間は、GP センターのバックグラウンドや取組への姿勢によって変わります。すでに ISO22000 など他の食品安全マネジメントシステム規格に取組んだ経験のある GP センターでは、余り長い期間はかかりません。また、認証取得とあわせて、衛生管理を基礎からしっかり学習し、従事者の資質の向上を図ろうとする GP センターでは取組開始から取得まで相当の期間を要します。

これまでどの食品安全マネジメントシステム規格にも取り組んだ経験のない標準的な GP センターの場合、取組開始から認証審査申請書を提出までに通常 1 年から 1 年半を要します。

下に、GP センターのバックグラウンド別に、取組開始から認証審査申請書提出までに要するおよその期間を表にまとめました。夫々の GP センターにおいて要する期間を推測する目途として参照して下さい。

段階	GP のバックグラウンド(衛生管理の取組の状態)	期間*
1	・ISO22000 などを取得、又は修得した経験がある ・経営トップは衛生管理の向上に強い意志をもつ	1~3ヶ月
2	・HACCP についての十分な知識をもち、チームをけん引するリーダーとなる人材がいる ・経営トップは速やかな衛生管理の向上に強い意志をもつ	10~12ヶ月
3	・ワークショップなどを受講して HACCP についてある程度の知識をもち、チームをけん引するリーダーとなる人材がいる	12~15ヶ月

	・経営トップは速やかな衛生管理の向上に強い意志をもつ	
4	・チームをけん引するリーダーとなる人材がいる ・経営トップは衛生管理のあり方や HACCP についての知識・技能を修得しながら着実に衛生管理の向上を図ることに強い意志をもつ	15～18ヶ月

以上

※ さらに詳しい内容は、日本卵業協会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.nichirankyo.or.jp/index.html>

＝お問い合わせ先＝

一般社団法人 日本卵業協会

住所：〒104-0033 東京都中央区新川 2-6 - 16

TEL:03-3297-5553

FAX:03-3297-5554